

一般財団法人日本看護学教育評価機構

評議員会運営規程

2023年5月12日

規程第43号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）の定款第28条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員会の種類)

第2条 評議員会は、定款第19条に基づき、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを招集する。

4 前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(構成及び出席)

第3条 評議員会は、定款第18条に基づき、すべての評議員をもって組織する。

2 代表理事及び業務執行理事並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

3 評議員会は必要に応じ、第2項以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

第2章 評議員会の招集

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、定款第39条第1号に基づく理事会の決議によって、次の事項を定めるものとする。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

- 1) 役員等の選任
- 2) 役員等の報酬等
- 3) 事業の全部の譲渡
- 4) 定款の変更
- 5) 合併

2 前項の規定にかかわらず、本規程第2条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集するには、理事長は、定款第21条に基づき、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

### 第3章 評議員会の議事

(評議員会の議長)

第7条 定款第22条に基づき、評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

第8条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(評議員会の運営)

第9条 評議員会は、定款第23条に基づき、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第10条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議されるものとして法令又は定款に定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(決議事項)

第11条 評議員会の議事は、定款第24条に基づき、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令又はこの定款に定める事項

(評議員会への報告事項)

第12条 理事は、法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員からの特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会

の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第14条 定款第27条に基づき、評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別紙に記載された事項を内容とする議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

## 第4章 雑則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附則

1. この規程は、2023年5月12日に制定し、同日施行する。

(別紙)

### 議事録記載事項

- 1 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任したものが、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
  - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作製に係る職務を行ったものの氏名